回覧

はじまります！

スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから！

○あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。

○マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら

○これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう！

①マイナポータルの利用（5月11日より）

オンライン申請ができる！

子育て支援

引っ越し
（2023年7月頃より）

確定申告
（2024年度より）

自己情報が閲覧できる！

薬剤・健診情報

母子健康手帳

お知らせが届く！

予防接種

②各種民間オンラインサービスの申込・利用（5月11日より順次対応予定）

銀行・証券
口座開設

携帯電話の
契約

キャッシュレス
決済申込

③健康保険証としての利用（2024年度対応予定）

他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります！

お申し込みはカンタン！

STEP 1

お手元に
・マイナンバーカード
・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード
（6桁～16桁の英数字）
・マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
をご用意ください。

STEP 2

・あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは？

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

https://myna.go.jp

STEP 3

・あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。

※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

デジタル庁

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の失効手続・一時利用停止のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、ご利用者様ご自身による
スマホ用電子証明書の失効手続または一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続を行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

マイナポータルアプリから手続

失効手続が必要なとき

スマートフォンを **下取・買取** に出すとき

スマートフォンを **回収・廃棄** してもらうとき

スマートフォンを **修理** に出すとき

失効手続の手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリを開き、失効手続**を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。

パスワード忘れや端末操作ができない場合は**マイナンバー総合フリーダイヤル**に対処方法をお問い合わせください

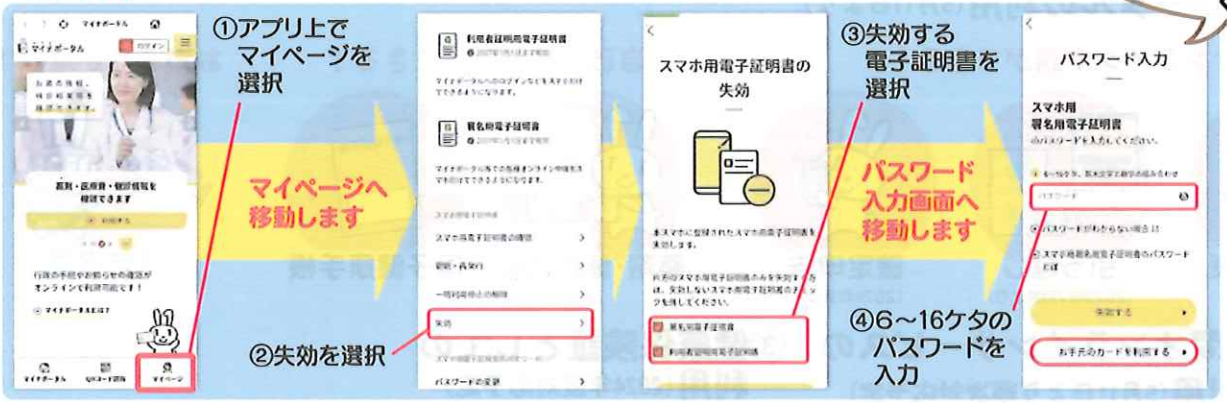

マイナポータルアプリの操作マニュアルはこちら

再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続を行ってください。

フリーダイヤルに電話で手続

一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを **紛失** したとき

スマートフォンが **盗難** にあったとき

一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。
一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。
一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続を行ってください。

デジタル庁

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（マイナンバー）
平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶❷ ／その他失効手続等のお問合せについて▶❹
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。